

第2章

保健福祉対策と 地域包括ケアシステム の推進

第1節 母子保健福祉対策

第2節 高齢者保健福祉対策

第3節 障害者保健福祉対策

第4節 難病対策



第2章 保健福祉対策と地域包括ケアシステムの推進

第1節 母子保健福祉対策

現 状

昨今、少子化・晩婚化だけでなく、家族の多様化や地域とのつながりの希薄化が進み、育児の孤立化や子供の貧困が問題になっており、子育て世代の不安感や負担感の軽減や虐待防止の取組が求められています。

国が平成26年にとりまとめた「健やか親子21」の第二次計画を受け、東京都では子供を安心して産み育てられ、次代を担う子供たちが健やかに成長できる社会の形成を目指し、平成27年3月に「東京都子供・子育て支援総合計画」を策定し対策を進めてきました。しかし、母子保健対策や子育て支援対策等様々な対策が充実する反面、支援に関わる機関同士の十分な情報共有や連携が難しいという課題が明らかになりました。この課題を踏まえ、妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、改正母子保健法により市町村は「子育て世代包括支援センター」の設置に努めることとされました。平成29年度から西多摩圏域でも設置が進みつつあります。

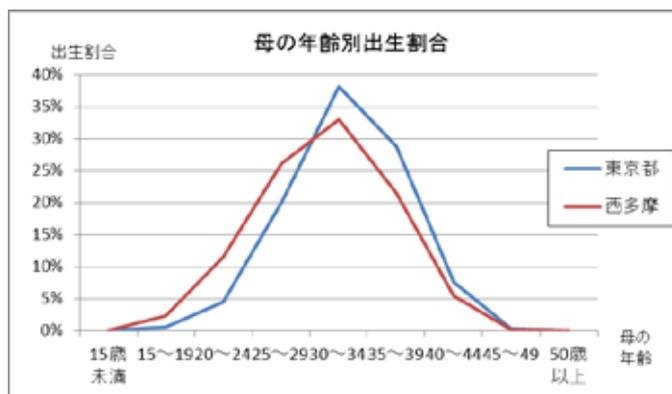
■西多摩圏域の子育て支援の取組

西多摩圏域では、年間約2,500人が出生しています。東京都の平均に比べて合計特殊出生率¹が高く、若い年齢での出産や第2子以上の出生が多い傾向があります。

市町村では、子供・子育て支援事業計画等を策定し、地域の特性を踏まえて各種事業を展開し、子育てをしやすいまちづくりや、妊娠期からの子育て支援に取り組んでいます。妊婦に対する全数面接や、新生児訪問指導事業または、こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）は全市町村で実施しています。妊婦健康診査及び乳幼児健康診査受診率（平成27年度実績）は東京都の平均より高くなっており、他の地域より市町村が各家庭の状況を把握し、必要に応じてきめ細やかな支援を行っています。

西多摩圏域では2自治体が5歳児健診事業を行い、就学前に保育園・小学校等と連携した支援ネットワークを構築しています。

学校では、地域関係者をまじえた学校保健委員会²を開催し児童・生徒の健康づくり



人口動態統計年報(確定数)平成28年(東京都福祉保健局)

西多摩圏域における母子保健状況

	東京都	西多摩
① 合計特殊出生率	1.24	1.34
② 第1子の割合	54.5%	44.4%
③ 妊婦健康診査実施率(1回目)	90.7%	94.8%
④ 3～4か月児健康診査受診率	96.0%	96.7%
⑤ 1歳6か月児健康診査受診率	91.6%	96.1%
⑥ 3歳児健康診査受診率	92.7%	94.4%

①② 平成28年「人口動態統計年報(確定数)平成28年」(東京都福祉保健局)

③～⑥ 平成27年度「母子保健事業報告年報(平成28年版)」(東京都福祉保健局)

¹ 合計特殊出生率：15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとした時の子供の数に相当する。

² 学校保健委員会：健康に関する学校、家庭及び地域社会の連携を図るための組織。

に取り組むとともに、子供家庭支援センターと協力して支援が必要な児童・生徒のサポートに取り組んでいます。

■虐待防止の取組

東京都児童相談所における相談受理件数は、平成22年度は約1万7千件でしたが、平成28年度は約2万7千件で、増加しています。そのうち西多摩圏域からの相談受理件数は、平成22年度は560件、平成28年度は907件でした。児童虐待防止のためには、支援を必要とする家庭の早期発見・早期対応が重要です。

妊娠・出産・子育て期に関わる各機関が連携して要支援家庭を把握・支援するとともに、虐待対応においては、児童相談所と市町村の連携方法を定めた東京ルールにのっとり各市町村の子供家庭支援センターを中心に、相談対応や要保護児童対策地域協議会³の運営等、関係機関との連携調整が行われています。

課題と今後の取組

(1) 切れ目のない子育て支援の推進

市町村は、妊娠届出時に妊婦の面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握し、ニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行います。また、産前産後の心身の健康の保持増進及び疾病の早期発見に向け、妊婦健康診査や乳幼児健康診査及び新生児聴覚検査の確実な実施と各種普及啓発を行っていきます。さらに、母子保健施策と子育て支援施策を一体的に提供するため、子育て世代包括支援センターの設置・運営を推進していきます。

保健所は、子供を取り巻く保健・医療・福祉・教育等関係機関との連携の強化に努めます。

保育所、幼稚園、学校は、地域の保健医療関係機関等と連携し、園児・児童・生徒の健康づくりに取り組んでいきます。



青梅市のリーフレット

(2) 支援を必要とする子育て家庭の早期把握と支援の充実

市町村は、妊婦への面接、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査など、母子保健・子育て支援事業等の機会を活用し、支援の必要な家庭の早期把握に努めます。また、関係機関との連携の強化を図り、虐待予防の対応につながるよう支援の充実を図ります。

保健所は、市町村が要支援家庭を早期に発見し、対応する取組を支援します。

【重点プラン】 ○妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進

【指 標】 □子育て世代包括支援センターの設置・運用状況

³ 要保護児童対策地域協議会：虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見や適切な支援を図るために市町村などの地方公共団体が設置・運営する組織。地域の関係機関、関係団体等で構成されている。

第2章 保健福祉対策と地域包括ケアシステムの推進

第2節 高齢者保健福祉対策

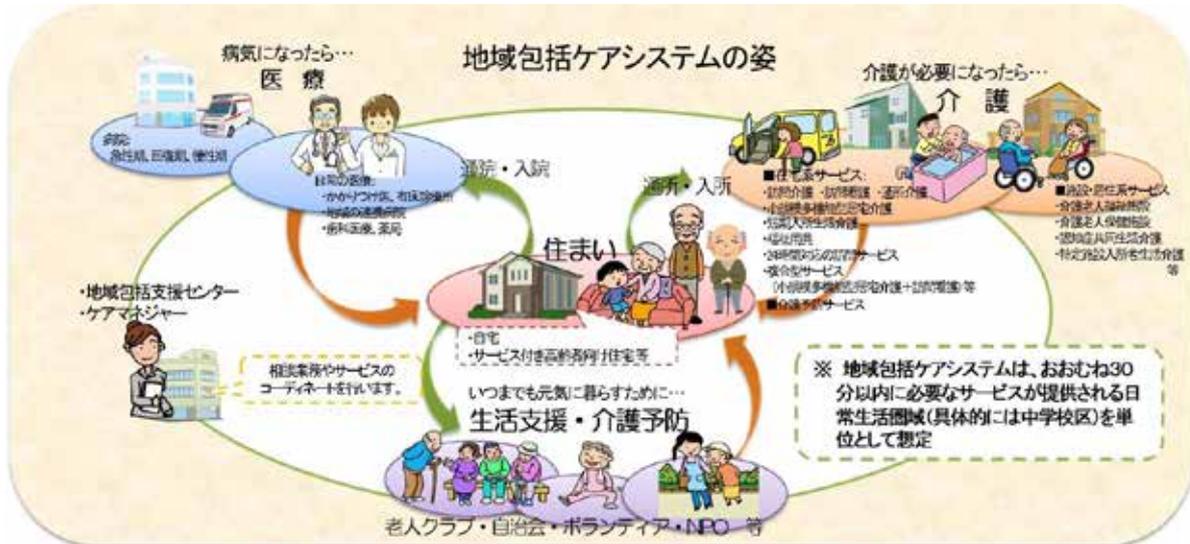
現 状

■高齢化の進展と地域包括ケアシステム

西多摩圏域における平成28年（2016年）の65歳以上の高齢者人口は約10万5千人であり、総人口に占める割合（高齢化率）は26.9%で、東京都平均の22.4%に比べて4.5ポイント高く、今後も高齢化率は上昇を続けると予測されています。特に町村部は30.9%と割合が高くなっています。

平成28年3月末の介護保険の第1号被保険者（65歳以上）のうち要支援・要介護認定者数は、東京都全体で約54万8千人（18.1%）、西多摩圏域では約1万4千人（14.1%）で年々増加しています。さらに東京都福祉保健局「認知症高齢者数等の分布調査（平成29年3月）」によると、要介護（要支援）認定を受けている都内の高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人は平成28年が約41万人で、平成37年（2025年）には約56万人に増加すると推計されています。

このような状況において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることを支えるため、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の構築が市町村で進められています。その中で、高齢者保健福祉施策として重要なのは、身体機能の低下を防ぐ介護予防と、病気や障害を持って、自分らしく暮らすことのできる介護サービスの充実です。



資料：厚生労働省ホームページ

■介護予防・介護サービス

平成29年4月から、介護予防や生活支援サービスの充実などを内容とする、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が全自治体で始まりました。これからの介護予防や生活支援対策は、高齢者が引きこもらずに外出や交流できるような場や、介護予防リーダー⁴や健康推進員などと運動や栄養等の介護予防に取り組む場づくりなど、住民が主体となる取組を進めることとしています。

また、生活支援や介護が必要になった場合も、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、「訪問介護」、「訪問看護」、「通所リハビリテーション」などの在宅系介護サービスの充実を目指しています。

4 介護予防リーダー：地域介護予防教室や自主グループ活動などを通じ介護予防活動を主体的に行うボランティア。

西多摩圏域でも、市町村は生活支援コーディネーター⁵の設置や介護予防リーダー等の育成を行い、住民主体の運動や集いの場等の新設・拡充を進めています。また、一人暮らしや高齢者世帯が多いことから、生活支援や介護が必要になった高齢者への対応を充実させるため、地域包括支援センターの機能強化を図っています。

■ 認知症対策

東京都は、認知症になっても残された機能を維持しながら、地域生活を続けることができるよう、「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員⁶」を各自治体に設置することとし、若年性認知症も含めた地域のサポート体制づくりを進めています。

西多摩圏域でも、市町村は「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」の設置をすすめ、認知症疾患医療センター（p.51参照）と連携したサポート体制を整備しています。また、住民への認知症に関する正しい知識の普及や認知症サポーターの育成、認知症カフェの開催、家族会支援などの取組を行っています。

課題と今後の取組

（1）高齢者の介護予防・介護サービスの充実

市町村は、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく施策を展開し、介護サービス基盤の整備を進めます。また、地域包括支援センター機能の強化や社会福祉協議会等との連携強化を図り、高齢者の困りごとを地域で解決できるような仕組みづくりを進めています。さらに、生活支援コーディネーターや介護予防リーダー等を活用し、介護予防を目的とした、高齢者の多様な社会参加を促します。

保健所は、フレイル（p.38参照）対策や摂食嚥下機能支援対策等の取組により、市町村の介護予防の取組を支援していきます。

医療機関は、在宅におけるフレイル対策や在宅リハビリテーション等の取組を進めます。

（2）認知症（若年性含む）の早期診断と地域生活支援の充実

市町村は、認知症疾患医療センターと連携しつつ、認知症初期集中支援チームを活用して、認知症患者の早期発見を行い、住み慣れた地域で継続した生活ができるよう地域生活支援を充実させます。

市町村及び関係機関は、認知症サポーター、認知症カフェ、家族会等の取組や、地域資源を活用した見守りの推進等を充実させ、認知症の人にやさしい地域づくりを進めていきます。

【重点プラン】 ○認知症対策の推進

【指 標】 □認知症疾患医療センターを中心とした支援体制の充実

⁵ 生活支援コーディネーター：地域での生活支援・介護予防サービスの提供体制構築に向けた機能を果たす。

⁶ 認知症地域支援推進員：地域包括支援センターなどに配置され、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

第2章 保健福祉対策と地域包括ケアシステムの推進

第3節 障害者保健福祉対策

1 障害者（児）への支援

現 状

東京都及び市町村は、障害のある方もない方も住み慣れた地域で生活できる共生社会の実現を目指し、障害者基本法等に基づく障害者計画・障害福祉計画を策定し、障害者（児）の日常生活や社会生活の総合的な支援の充実に取り組んでいます。

障害福祉サービスの対象となる障害者（児）の範囲は、法改正の度に漸次拡大され、平成23年の改正障害者自立支援法では発達障害者が対象に明記され、平成24年に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）では一定の難病患者が加えられました。平成30年4月現在、支援対象の難病として359疾病が指定されています。

平成28年度末における東京都の身体障害者手帳交付者数は約48万人、知的障害者「愛の手帳」交付者数は約8万6千人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は約10万1千人です。そのうち西多摩圏域では、身体障害者手帳は約1万6千人、知的障害者「愛の手帳」は約3千人、精神障害者保健福祉手帳は約3千人^{*}で、西多摩圏域での交付数はいずれも年々増加しています。

なお、発達障害者（児）については、平成26年に厚生労働省が実施した患者調査によると、医療機関に通院又は入院している患者の総数は東京都全体で約19万5千人と推計されています。

障害者手帳交付数等

平成28年度末

区 分	身体障害者手帳 交付者数（人）	知的障害者「愛の手帳」 交付者数（人）	精神障害者保健福祉手帳 所持者数（人）
東 京 都	482,656	85,650	100,999
西 多 摩	16,098	3,272	※ 3,128

※精神障害者保健福祉手帳所持者数の西多摩については、平成27～28年の同手帳累積交付件数を計上している。

資料：「福祉・衛生 統計年報（平成28年度）」（東京都福祉保健局）

■重症心身障害児⁷（者）への支援

東京都が平成28年3月に発行した「東京都重症心身障害児（者）在宅医療ケア体制整備モデル事業報告書」によると、東京都の重症心身障害児（者）の数は約4,300人、そのうち在宅で生活する方が約3,000人と推計されています。

西多摩圏域で保健所が関わっている在宅重症心身障害児は平成29年9月現在27人です。また、医療的ケアを必要とする障害児（以下「医療的ケア児⁸」という。）も増加傾向にあり、平成27年末現在、全国の医療的ケア児は、約1万7千人と推計されています。東京都が平成28年度に実施した「医療的ケア児に関する現況調査結果」

⁷ 重症心身障害児：児童福祉法上は重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する状態にある子供。

⁸ 医療的ケア児：NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと。

では、対象児657人の医療的ケアの内容は、おおよそ経管栄養6割、吸引5割、酸素投与4割の順に多く、人工呼吸器の利用も3割となっていました。また、医療的ケア児の6割以上が重症心身障害児でした（複数回答）。

■ 地域生活基盤の整備

住み慣れた地域で障害者（児）が安心して自立した生活を送れるよう、市町村が中心となって地域の事業者や関係機関と連携し、地域生活基盤の整備を進めています。

障害児については、市町村が障害児の発達相談や療育相談、児童発達支援事業や放課後等デイサービスなど多様な支援を実施しています。特別支援学校では、一人ひとりの状態に応じた自立と社会参加を目指すきめ細やかな指導を実施し、職業教育の充実にも取り組んでいます。

障害者については、障害者総合支援法に基づく自立支援給付と地域生活支援事業の中で、生活訓練や生活支援の様々なサービスを提供するとともに、就労移行・就労継続の支援も行われています。高齢障害者に対しては、介護保険サービスも活用した生活支援を行っています。また、人工呼吸器使用者（児）については、災害時個別支援計画⁹を策定し災害時の支援体制の整備を進めています。

コラム

～ 発達障害児（者）への支援 ～

発達障害児（者）への支援を行う専門機関としては、発達障害者支援法に基づく発達障害者支援センターと、児童福祉法に基づく児童発達支援センターがあります。

東京都発達相談支援センターでは、発達障害のある本人とそのご家族、関係機関・施設からの発達障害に関する相談に対応し、地域関係機関と連携しながら総合的な支援を行っています。

児童発達支援センターは、障害のある児童が通所する施設で、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行っています。児童発達支援センターには、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があり、漸次、整備が進みつつあります。

課題と今後の取組

（1）障害者（児）の地域生活を支える支援の充実

市町村は、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」による取組を進め、地域自立支援協議会¹⁰を運営するとともに、障害者の相談や地域生活や就労に関する支援を充実させます。さらに人工呼吸器使用者（児）に対して災害時個別支援計画の作成を進めます。

保健所は、災害時個別支援計画の作成に当たり、病状の進行を予測しながら計画を調整するなど技術的な支援を行います。

⁹ 災害時個別支援計画：災害発生時に支援や避難方法などについて、患者本人・家族・支援者らが予め検討し、支援に必要な事項等を決めたもの。

¹⁰ 地域自立支援協議会：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための相談支援体制をはじめとする障害保健福祉に関する方策を協議する場。

(2) 在宅重症心身障害児や医療的ケア児への支援体制の整備

保健所は、重症心身障害児や医療的ケア児に対して訪問事業等の活用を行いながら、市町村、関係機関との連携により、在宅移行及び療育支援体制の整備を図ります。また、個別の支援会議や関係者向け研修会を開催し、対象者の特性にあった支援が提供できるよう地域関係者の支援技術の向上に努めます。

保育所、幼稚園、学校等の子供に関わる機関は、障害児や医療的ケア児の受け入れに努めます。

2 精神障害者への支援

現 状

東京都では精神疾患患者数が急増しており、厚生労働省が実施した患者調査によれば、平成23年は約28万人でしたが、平成26年には約55万人と推計されています。入院患者の入院期間は短縮傾向にあるものの、1年以上の長期入院患者は依然として1万人を超えており、いわゆる「社会的入院」にある方の地域移行が課題となっています。



■地域移行と地域包括ケアシステムの構築

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念のもと、入院患者の地域移行と定着支援、早期に適切な医療が受けられる体制の整備、精神障害者への地域生活支援体制の整備が進められてきました。

平成29年2月に厚生労働省から発表された「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められており、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者¹¹、市町村等との重層的な連携による支援体制の構築の推進が期待されています。精神障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう、市町村は、病院や入所施設から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活基盤を整備していくことが必要です。

保健所では精神保健相談を実施し、年間延相談人数は約9,000人(平成29年度)です。さらに地域精神保健福祉連絡協議会を開催し、地域関係者と事例を共有しながら関係者間の連携を強化し、支援技術の向上を図っています。

課題と今後の取組

(1) 相談・支援体制の充実

市町村は、相談体制や障害者福祉サービスを充実させます。

保健所は、専門相談・支援(アルコール等の依存症、児童・思春期、高齢者など)や普及啓発活動を実施します。

¹¹ 地域援助事業者：入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供などを行う相談支援事業者など。

保健・医療・福祉・教育の関係機関は、適切な対応を行えるように相談体制を充実させるとともに、連携して支援していきます。

(2) 未治療・医療中断者に対する新たな地域包括ケアシステムの構築

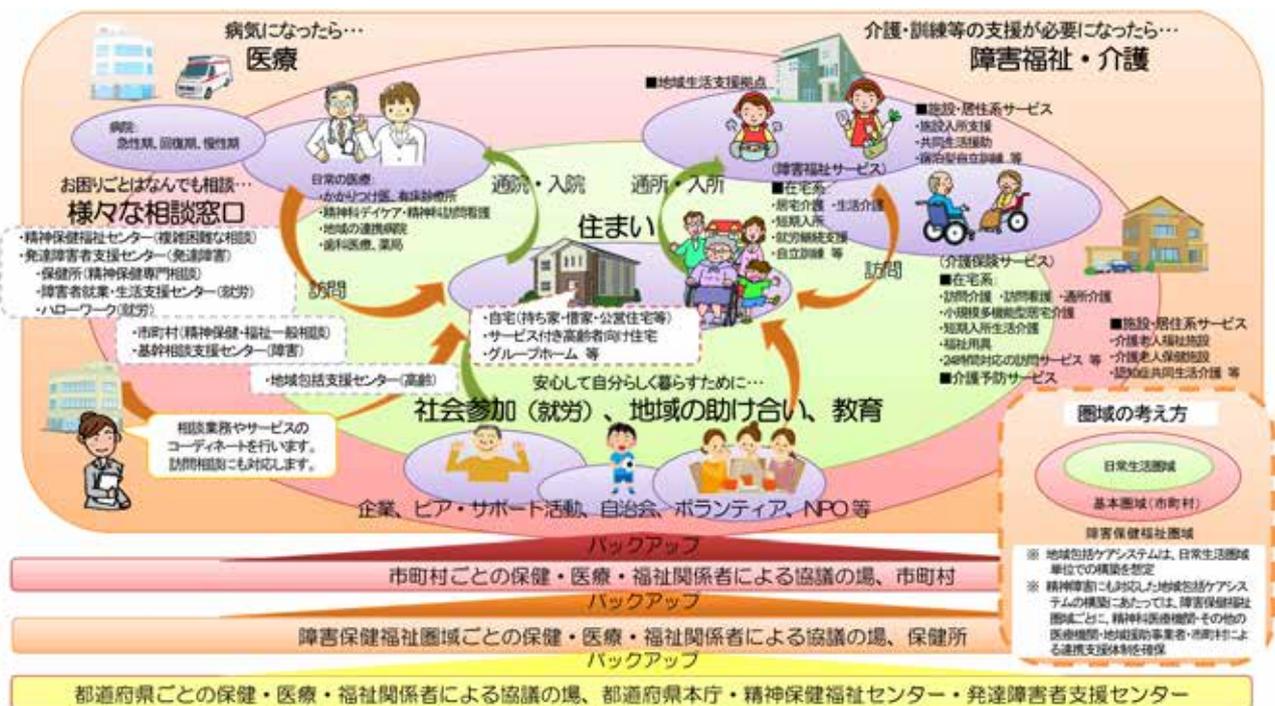
保健所は、治療の必要な患者が早期に医療を受けられるよう、また、継続した医療の提供が受けられるよう、患者とその家族を支援します。また、医療機関や市町村と連携して、未治療や医療中断のために地域で生活困難が生じている事例に対して、医療の導入と生活支援、生活環境整備を一体的に進めるような支援に取り組みます。

市町村は、障害福祉計画に基づき、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、医療機関、地域援助事業者及び保健所との連携を推進します。

(3) 地域移行・定着支援の充実

市町村は、退院後の精神障害者が地域で安定した生活を送るための障害サービスの提供及び充実を図ります。

保健所は、市町村と協力して精神科医療機関、地域援助者との連携を促進し、地域移行・地域定着支援に取り組みます。



資料：「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書（平成29年2月8日）」

【重点プラン】 ○障害者の地域生活支援体制の推進

【指標】 □重症心身障害児（者）等の在宅療養支援体制の充実
□精神障害者の地域医療連携体制の充実

第2章 保健福祉対策と地域包括ケアシステムの推進

第4節 難病対策

現 状

難病とは、発病の機構が明らかでなく治療方法が確立していない希少な疾病で、長期の療養を必要とする疾患です。平成27年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」という。）が施行され、重症の在宅難病患者に対する支援等を中心とした政策だけでなく、各疾病の特性に応じた多様な難病患者の社会参加の機会確保と地域社会における尊厳の保持、共生のための支援策が求められています。東京都では平成28年度に「これからの難病対策（東京都特殊疾病対策協議会報告書）」をまとめ、「症状の程度に関わらず、各地域の支援者が連携し、生活・治療・就労面における相談、助言、サービスを幅広く提供できる体制を構築する」との方向性を示しました。平成29年度には「東京都難病対策地域協議会」を開催し、療養生活だけでなく就労支援に関する施策についても、更なる検討を進めています。

■難病医療費助成制度

難病支援策の一つに医療費助成制度があり、市町村が申請窓口となっています。平成28年度末現在の対象疾患は、国指定難病306疾患と都単独29疾患を合わせた335疾患で、東京都の難病認定患者数は126,000人、西多摩圏域は4,004人です。対象疾患は、その後の制度改正により、平成30年4月現在、国指定難病331疾患と都単独8疾患を合わせて339疾患となりました。

■療養体制の整備

東京都では、既存の難病医療連絡協議会や神経難病医療ネットワークを基に、平成30年4月より、早期診断・専門治療を行う難病診療拠点病院や、標準治療・緊急診療の一部を担う難病診療協力病院を指定し、これらの病院と地域の医療機関が連携する新たな難病医療提供体制(右図参照)へ移行しました。

東京都多摩難病相談・支援室（都立神経病院内）では、難病相談支援員による療養相談や難病患者就労コーディネーターによる就労相談や支援が受けられます。西多摩圏域では平成29年4月現在、神経内科専門医のいる医療機関は4か所、神経難病患者に対応可能としている訪問看護ステーションは26か所あり、医師会は東京都の委託を受けて在宅難病患者訪問診療を実施しています。保健所では平成29年度より「難病対策地域協議会」を開催し、患者や家族も交えて、地域関係者と地域のニーズに応じた支援を進めています。また、関係者向けの講演会を開催し、難病に関する知識の普及に努めています。

■障害福祉サービスと就職サポート

平成25年に施行された障害者総合支援法に基づき、症状の変動などにより身体障害者手帳が受けられない難病患者でも、一定の障害があり必要と認められた場合には、障害福祉サービスとして介護給付（居宅介護、短期入所等）や地域生活支援事業（移動支援、日常生活用具給付等）、さらに就労に関するサービス（就労移行・就労継続支援等）が受けられるようになりました。またハローワークでは難病患者就職サポーターを配置し、難病相談支援センターと連携しながら就労支援を行っています。

■災害時個別支援計画

在宅人工呼吸器を使用している等、医療依存度の高い難病患者については、災害時の電源確保等が生命維持に直結することから、東京都は平成24年に「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を策定しました。保健所は、市町村が作成する災害時個別支援計画¹²について、病状に応じた助言等を行っています。

課題と今後の取組

(1) 難病患者の多様な支援ニーズに対応できる医療体制と地域ネットワークの整備

専門医療機関は地域の医療機関と連携して医療体制の充実を図ります。

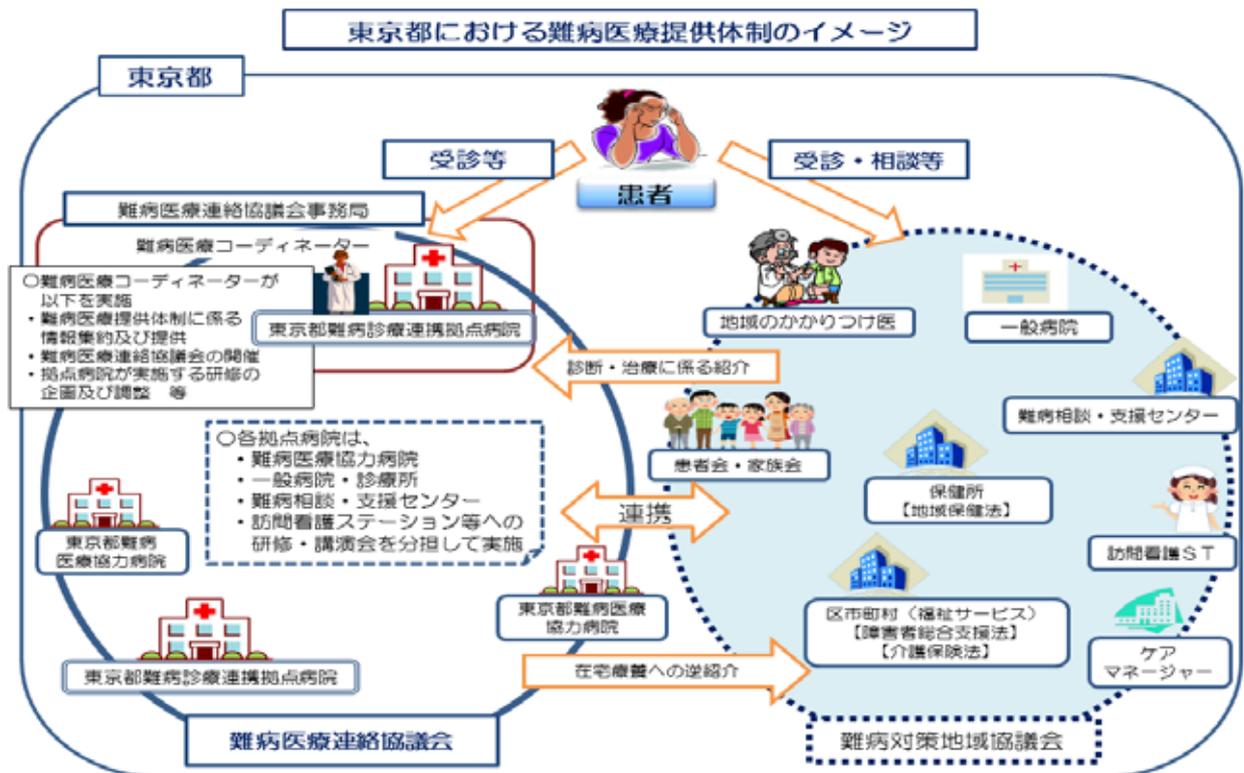
地域の関係機関は、難病の種別や症状の程度に関わらず、連携して難病の特性に応じた療養生活や就労への支援を行います。

保健所は、難病患者の病状進行に応じて適切なケアができるよう地域の医療・介護の人材を育成します。

(2) 災害時支援対策の推進

市町村は、地域関係者と連携して在宅人工呼吸器使用等災害時に特別な配慮を要する難病患者の個別支援計画の作成を進めます。

保健所は、市町村の個別支援計画の作成にあたって技術的な支援を行います。



平成29年度第1回東京都特殊疾病対策協議会（平成29年10月5日開催）資料

【重点プラン】 ○在宅難病患者の療養支援体制の推進

【指 標】 □保健・医療・福祉の連携による療養支援体制の充実

¹² 災害時個別支援計画：災害発生時の支援や避難方法などについて患者・家族・支援者らが予め検討し、支援に必要な事項等を決めたもの。

